

本訴：平成26年（ワ）第29256号 損害賠償請求事件

反訴：平成27年（ワ）第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部 宣 男

本訴被告・反訴原告 松崎 参

準 備 書 面 (1 7)

平成29年5月18日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広



同

永里 桂太郎



同

細 川



同

本田 麻奈弥



同

渡邊 彰



本訴原告・反訴被告訴訟復代理人弁護士

石原 敬



本書面では，本訴被告（反訴原告，以下，「反訴原告」という）準備書面（13）に対する反論を行う。

第1 相当因果関係が認められないこと

- 1 反訴原告による準備書面（13）における主張は、概ね反訴原告準備書面（8）における主張と同一である。

反訴原告は、2012年頃からの反訴被告の言動を列挙した上、「今回は単なる噂の記者一人に対する情報提供ではなく、記者会見の案件ではないにしても、これに準じた解釈が必要とされる案件である。」と主張し、反訴被告の行為自体が名誉棄損行為に該当すると主張する。

しかし、今回問題となっているのは、反訴被告が日経ビジネスオンラインの記者1人に対して情報提供を行った行為のみである。反訴被告が情報提供を行ったとしても、記者が編集権に基づく情報の取捨選択等を行い、記事として発表することなしには、不特定かつ多数の者に伝播することはない。したがって、すでに主張の通り、反訴被告が、自己の提供した情報がそのままの形で掲載されることに同意をしていたか、自己の提供した情報がそのままの形で掲載される可能性が高いことを予測し、これを容認しながらあえて情報提供をした場合等特段の事情がある場合にのみ、反訴被告の行為と損害との間に相当因果関係が認められる。

- 2 そして、今回、反訴被告が提供した情報がそのままの形で掲載されることに、反訴被告が同意をしていた事実及び反訴被告が自らが提供した情報がそのままの形で掲載される可能性が高いことを認識・認容していたという事実はない。

つまり、平成27年11月4日付反訴状に対する答弁において、認否した通り、ホテル生態環境館を取壊し、跡地に介護老人施設の建設を目論む会社があること、その利権にK議員とM議員がかかわっていることについては、反訴被告はあくまでそのような噂が存在していることを伝えたに過ぎないのであり、反訴被告は、裏付け取材もなされることなく、そのままの形で記事が掲載されることなど

想定していなかったのである。

実際、ホテル生態環境館を老朽化のために取り壊すという話が出ていた時、ホテル生態環境館周辺の住民の間では、ホテル生態環境館の跡地に、介護老人施設ができるという噂が広まっていた。

たとえば、新高島平ファミリー名店街の会長を務める山上榮氏は、2013年頃から、老朽化したホテル館を廃止して、その跡地に介護老人施設を建設するとの噂が存在したと供述する。山上氏は、その噂をもとに、2013年春から夏頃にかけて、板橋区資源環境部の山崎部長に対して、ホテル生態環境館を潰さないように詰め寄ったことがある（甲170）。

また、インターネット上でもこのような噂が流れていたことは、反訴状に対する答弁第3、2にて詳述した通りである（甲35及び37参照）。

したがって、反訴被告は、既に存在していた噂を、あくまで噂として伝えただけであるから、当然、反訴被告は、自分が話した内容が裏付けの取材もなされることなく掲載されるとは考えてもいなかった。

- 3 以上より、反訴被告は、提供した情報がそのままの形で掲載されることを認識・認容していなかったのであるから、本件では、記事が掲載されたこととの間に相当因果関係が認められない。

したがって、反訴原告の請求は棄却されるべきである。

第2 平成5年当時、温室植物園閉鎖にあたり、建設会社との癒着が問題視されていたこと

- 1 また、反訴原告は、反訴被告が、平成24（2012）年8月頃から、その著書「ホテルよ、福島にふたたび」の中で、建築会社と癒着した板橋区の課長が植物園を閉鎖して、自分を異動させようとしたというストーリーを作り出したと主張する。

そして、板橋区と建築会社との癒着について、後に報道された記事など存在せず、建築会社との癒着関係なるスキャンダルが板橋区政や区議会で問題となったことはなかったのであり、反訴被告による作り話であると主張する（反訴原告準備書面(8)2頁）。

2 しかし、平成5年、温室植物園閉鎖にあたり、板橋区と建築会社の癒着を疑問視する記事は存在しており、反訴原告の主張は事実誤認である。

例えば、タウン誌である高島平新聞平成4年12月15日号では、「熱帯環境植物館に“待った”」と題し、板橋区議会決算委員会において、日本共産古館和憲議員が、「この計画が出されてきた経過が、栗原前区長がマレーシアを訪問した直後に突然浮上。区政にかかわるトップ集団の意思が強く作用し、区民の意思に関係なく強引に進められた」「温室植物園は年間21万人を超す利用者で非常に人気の高い施設。区立公園で最大の利用人員を誇る施設が、利用者などの意見も聞かずに、全く性格の異なる建物に作りなおすということは、本来考えられない。」と主張し、同議員が、「総額26億円もの高額な財政支出、新築工事請負落札の際の価格や建設業者発注などに対する問題点を指摘した」ことを報道している（甲171）。

また、同新聞平成5年4月15日号では、「熱帯植物館建設で汚職？」と題し、熱帯植物園の工事をめぐって、建設会社から区の幹部職員に金銭的なワイロが行われていたとのうわさが広がっており、汚職事件へと発展しそうだと報じた。同記事では、「工事請負業者決定の入札には、十共同企業体が参加していたものの、三回目まで決まらず、四回目の入札では落札した共同企業体を除く九つすべての共同企業体が辞退した、という経緯もある」ことが紹介されている（甲172）。

したがって、板橋区と建築会社との癒着について報道された記事がないという反訴原告の主張は虚偽である。

3 さらに、板橋区政や区議会においても、癒着があるのではないかという疑惑は、問題とされてきた。

例えば、平成5年4月15日の板橋区議会建設委員会においては、前述の高島平新聞平成5年4月15日号を受けて、助役及び土木部長に対して、どのような事実確認が行われたのかについて、追及が行われている（甲173）。

また、平成5年9月24日に行われた区政一般質問において、日本共産党山田勉議員が、「ゼネコン疑惑、汚職事件に関連して」と題して、「こうした汚職事件、疑惑事件を見た場合、どうしても拭いきれない問題が、大成建設と板橋区のかかわりであります、ご承知の通り、大成建設は、百億円庁舎建設、そして熱帯環境植物園という区のビッグ事業を受注しております、区庁舎の建設に当たって流された談合疑惑、当初、計画にもなかった熱帯環境植物館の建設、そして、それに伴う不可解な入札経過など、疑惑が持たれても仕方ない状況であります」と主張している（甲174号証176頁）。

したがって、建設会社との癒着関係が板橋区政や区議会でも問題となったことはなかったという反訴原告の主張は虚偽である。

4 以上より、反訴被告が根拠のない話をしている事実は存在しないのであり、反訴原告の主張は、前提を誤っている。

第3 結論

以上より、反訴原告は、反訴被告の情報提供と記事による名誉棄損との間の相当因果関係につき、何ら説得力ある主張を行っていない。

したがって、反訴原告の請求は棄却されるべきである。

以上